

ふじさと

No. 366

○発行日：平成11年2月25日 ○編集発行：藤里町総務課（秋田県山本郡藤里町藤琴字藤琴8 ☎ 0185 ㊟ 2111）



「スノーバトル'99」全県制覇！

2月14日（日）大館樹海ドーム（パークセンター）で行われた、第1回かんぽ秋田県小学生雪合戦大会で藤里町チームが栄えある第1回の優勝に輝きました。

今回参加したのは、県内外から24チームのエントリーがあった小学校高学年の部で、チームワークとガッツがもたらした見事な勝利でした。

今月の紙面

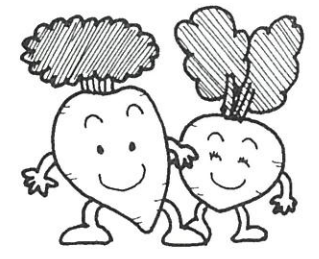
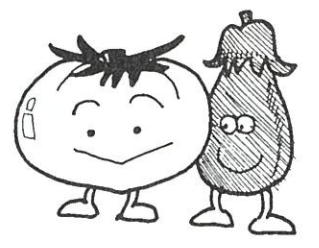
- 2～3面……11年度転作・農地貸し借り
- 4面……産業別最低賃金
- 5面……坊中保育園入園児募集
- 6～7面……町の出来事・みんなの話題
- 8面……サンワーク藤里
- 9面……臓器提供意志表示
- 10面……お知らせ
- 11面……国土利用計画法
- 12面……3月の行事予定

緊急生産調整推進対策・・・平成11年度の転作目標面積は

10年度と同じ
252 haです

新転作制度二年目を迎え...

平成11年度転作は目標面積が変わらないため、昨年と同じ取組みで実施し、転作の制度・内容・助成金体系、さらに、米の価格補填制度の「稲作経営安定対策」も同じ内容で実施されます。なお、昨年から目標面積が増え、制度も複雑になりましたが皆様のご協力により10年度の目標を達成することが出来ました。今年もご協力をよろしくお願いします。



米需給安定対策

(水田面積10a当たり3千円を拠出し基金造成)

助成金対策	単価
大豆・牧草・ソバ・果樹・コスモス等	25千円/10a
調整水田	10千円/10a
野菜等	4千円/10a
地域集団加入促進事業	5千円/10a

水田営農確立助成(加算金)

団地形成助成	10千円/10a
畜産複合助成	10千円/10a
中山間産地形成助成	10千円/10a

今後の取組み

【配分対象農家】15a以上耕作している農家を対象とします。
【配分方法】15a以上30a未満耕作の農家に(二十四・五%)を配分し、30a以上耕作している農家に7%プラスした(三十一・五%)を配分します。
町の転作目標面積が変わらなかったため農家個々の目標面積も変わりません。(但し農地の移動があった場合は増減します)
【配分時期】転作目標面積は農業委員会耕作台帳に基づいて配分します。



仮配分 3月上旬
本配分 4月中旬
※仮配分時に実施計画書(野帳)も同封します。

《農地の移動がない場合》
今年と同じ計画内容で記入し農協藤里営農センターへ提出して下さい。

《農地の移動がある場合》
農地移動終了後記入し、農協藤里営農センターへ提出して下さい。

※実施計画書(野帳)の数には限りがありますので、提出まで大切に保管しておいて下さい。

配分の考え方
・転作目標面積 252ha
① 198.5ha(9年度分)を15a以上の農家に24.5%で一律配分します。
② 53.5ha(10年度追加分)を30a以上の農家に31.5%で配分します。

転作制度は、農家個々の協力なしには推進出来ません。何卒ご理解ご協力の程よろしくお願いします。

【転作に関する問い合わせ先】
役場農政課

JAあきた白神藤里営農センター
☎79-2114
☎79-1644

貸し借りを予定している方は
お早めに農政課まで

農政課では現在、農地(田や畑)の貸し借りの手続きを行っています。新しく貸し借りを予定している方は、お早めに農政課にお届けください。
また、貸し借りの期間が終わる方については、通知を差し上げていますが、通知もれなどがありましたらご連絡ください。

手続きは次のとおりです

田や畑の貸し借りの手続きについては、農政課で行っています。
現在、三月で貸し借りの期間が終わる方については通知を差し上げ、更新を希望される場合は、その手続きを行っています。
また、新しく貸し借りを予定している方についても、両者に来ていただいて契約の手続きを行うことになっていますので、貸し借りを予定している方は、お早めに農政課にご連絡ください。
契約にあたっては、両者で貸し借りの期間や、小作料などを決めていただき、それに基づいて契約書を作成します。
なお、小作料などについては町があいだに入ってご相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

●契約期限が切れる方には
貸し借りの更新を行う方については、手続きの日時を通知しますが、当日都合が悪い方は、ご連絡ください。
都合に合わせて日程を調整します。
契約にあたっては、印かんが必要ですので、印鑑を持参してください。
●小作料などについては
ご相談に応じます
藤里町の標準小作料については平成十年十一月十二日に見直しを行い、下記のとおりとなっています。
この小作料は、農地使用料の目安になるので、平成十一年度まで適用されますが、金額については、お互い協議のうえで決定してください。

農地の区分	小作料の標準額(年間)	備考
田		
上級田 (整備済田30a区画)	10a当たり 24,000円	10a当たり標準収量 540kg(9俵)
中級田 (整備済田10a区画・未整理田)	10a当たり 18,000円	10a当たり標準収量 480kg(8俵)
下級田 (未整理田)	10a当たり 10,000円	10a当たり標準収量 420kg(7俵)
畑	10a当たり 2,000円	栽培する作物などの区分はなし

適用期間：平成10年度～平成11年度

敬老祝金利用券の
お礼について

平成十年度藤里町敬老式において、敬老者の方々の絶大なご賛同を得て、敬老祝金の一部を藤里町内のみの事業者などで利用できる「敬老祝金利用券」を作成し、藤里町商工会の献身的なご協力のもと、地域経済活性化の一助として実施して参りましたが、実質的には町内約四十店舗で活用されました。
多大なるご協力をいただきました藤里町商工会、利活用に快くご賛同いただきました各業者の皆さんに紙面を通じて、厚くお礼を申し上げます。
しかしながら、当初発行四千八百六十八枚に対し、使用期間満了までに利用されたのが四千七百二十二枚にとどまり、額面で七万三千円が利用されないままとなってしまうました。

今後この券は使用できないのでご注意ください。

これから、臨時福祉特別給付金から制度変更された「地域振興券」の交付が始まりますが、利用方法等についてはほぼ当町の「敬老祝金利用券」と同じ取り扱いとなることから、せっかくの施策をむだにすることをなく、交付分をすべて活用していただきますようお願い申し上げます。

今年度大変好評を得ました、「敬老祝金利用券」については、地域活性化の一助として関係機関のご協力、ご賛同を得ながら平成十一年度も継続して実施して参りたいと考えておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

あなたが望む介護の姿は？ 介護保険 事業計画作成委員の公募

平成12年度から介護保険制度が始まります。そのため町では介護サービスの需要量の把握や供給量の設定、基盤の整備、保険料の設定など、制度を円滑に進めるための計画を作成する「藤里町介護保険事業計画作成委員会」を組織することになっています。

そこで、町民の皆さんの意見を反映させるために、作成委員メンバーを被保険者より公募いたします。

◆公募人員（各2名）◆

- 1号被保険者（昭和8年4月1日以前に生れた方）
- 2号被保険者（昭和8年4月2日から昭和33年4月1日までに生れた方で、医療保険に加入している方）

◆応募資格◆

町内に住所があり、介護保険制度について関心のある方。

◆締切り◆

平成11年3月10日（水）

◆申込み・お問い合わせ先◆

藤里町役場 町民福祉課 福祉担当 ☎79-2113

みなさんで 決めて納得 介護保険

産業別最低賃金のお知らせ

平成十年十月一日より改正された、秋田県最低賃金（一日：四百十三円・一時間：五百九十円）とは別に、昨年末改正された左記についてお知らせいたします。

最低賃金は使用者が労働者へ支払うべき賃金の最低限を定めたもので、罰則規定などもあります。

○お問い合わせ先

秋田県労働基準局 賃金課（☎018-883-4266）
能代労働基準監督署（☎0185-52-6151）

”地域振興券” の交付について

地域振興券の交付に該当されると思われる方々につきましては、事前に送付してあります「引換申請券」（15歳以下）か「交付申請書」（年金受給者等及び65歳以上の該当者）に所定の事項を記入の上、下記の日程で手続きしてください。

持参するもの

- ・申請書（封筒と一緒に持参ください）
- ・印鑑（ご夫婦で該当になっている方、代理申請される方、税の扶養になっている方は、印かんが2つから3つ必要になります）

申請期日・地区

3月1日(月)	米田地区・出戸小比内以北
3月2日(火)	矢坂地区・粕毛地区
3月3日(水)	大沢地区・寺沢・院内岱・清水岱・幸町
3月4日(木)	上記以外の藤琴本郷地区

申請場所・時間

藤里町役場町民室：午前9時～午後4時

※上記以外で都合の悪い方は随時受け付けしますので、上記日程以降の都合の良い時においでください。

【申請についてのお問い合わせ先】

藤里町役場 町民福祉課 福祉担当
☎79-2113（内線133）

坊中保育園 入園児の募集について

藤里町では、働くお母さんを支援するため、三歳未満児の保育を、坊中保育園でおこなっています。平成十一年度の園児募集を次のとおり実施しますのでお知らせします。



○対象乳幼児 三歳未満児（平成八年四月二日以降に生れた乳幼児）

○保育園の入園日 四月一日（入園式については別途通知します）

○保育園の休業日

・日曜日及び祝祭日

・夏季休業期間

※八月十二日～八月十八日

・冬期休業期間

※十二月三十一日～一月五日

・その他、町長が必要と認め

た日
○保育時間 一日八時間（季節及び保護者の労働時間などの特殊事情により、午前は七時

三十分から、また午後は六時まで延長することができます）

○保育料

- ・第一子月額二五、〇〇〇円
- ・第二子月額一五、〇〇〇円
- ・第三子以降は「すこやか子育て事業」により無料です。

★保育料には給食費も含んでおり給食も実施しますが、特異体質などで飲食物が限定されている乳幼児には、弁当などを持参していただく場合もあります。
★年度途中での入園は原則として申し受けませんが、特別な事情についてはご相談に応じます。

【申し込み期限】

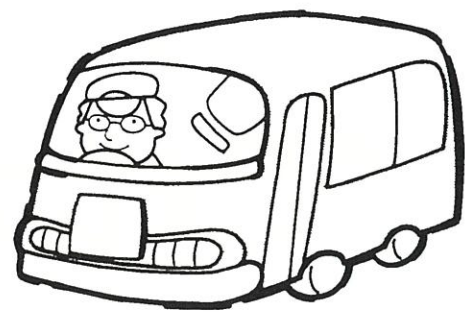
・平成十一年三月五日（金）

【お問い合わせ先】

・役場町民福祉課 福祉担当
☎79-2113（内線133）

70歳以上の方へ バス無料券の 更新について

現在お持ちの「バス無料券」は、平成十一年三月三十一日が有効期限となっており、四月からは使用できなくなります。引き続き「バス無料券」の交付を希望される方は、次の要領で手続きされるようお知らせします。
【手続きに必要なもの】



- ・申請書（本紙に折り込みのものに、必要事項を記入のこと）
- ※同一世帯に複数の該当希望者がいる場合、用紙は役場に準備しておりますので申請の際にその旨お申しつけ下さい。
- ・印かん
- ・写真（最近撮った上半身で、たて3cmよこ2.5cm）

【更新手続日程及び該当地区】

・3月15日 米田地区・出戸小

・3月16日 比内以北

・3月17日 矢坂・粕毛地区

・3月18日 大沢地区・院内岱

・幸町 寺沢・清水岱

・郷地区 前日以外の藤琴本

【更新手続場所】 役場町民室

※この日程で都合の悪い方は、この日程以降の都合の良い日に随時受け付けします。

70歳以上 （老人保健医療受給者） Q & A の皆様へ

今回は、皆様からお問い合わせの多い事項についてお知らせいたします。

Q 新規に老人保健医療受給該当となるのはいつからでしょうか。

A 誕生日の翌月、又は身体障害者手帳一～三級認定（六十五歳以上）の翌月からとなります。

Q 現在使用している老人保健医療受給者証の書換えはいつでしょうか。

A 平成十年二月一日の更新から、有効期間と書換えが無くなりました。

Q 健康保険証が変わった場合にはどうすればいいのでしょうか。

A 役場窓口の老人保健医療担当に、健康保険証を持って届出してください。

Q 昨年の医療費はどれくらいでしょうか。

A 平成九年度の老人保健医療総額は六億六千七百五十七万八千八百三十四円で、一人当たりすると六十九万四千六百七十一円でした。

★健康管理と病气予防にため医療費の適正化にご協力をお願いします。

申告と納税のお知らせ

平成十年分の所得税の申告と納税はもうお済みでしょうか。申告も納税も期限は三月十五日（月）です。

期限間近になりますと税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねません。申告書は自分で書いて、できるだけお早めに郵送で提出してください。

なお、個人事業者の消費税の申告と納税は三月三十一日（水）までです。お間違えのないようお願いします。

申告をしなければならぬ人が申告しなかったり、誤って少なく申告したりしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく加算税や延滞税を納めなければならないこととなります。

期限内に正しい申告と納税をしましょう。また平成十年分の所得税については特別減税が実施されています。



所得税申告は
3月15日まで

消費税・
地方消費税申告は
3月31日まで

まちのびきり

交通事故ゼロ二千五百日達成に 県・県警より表彰状

一月二十七日(水) 役場庁舎内二階議場において、今月八日「交通事故死亡事故抑止継続二千五百日」を達成した町に対し、秋田県知事より「表彰盾」、秋田県警察本部長より「賛辞」が贈られました。

伝達式には県、県警を始めとして、町議会、町交通安全協会の関係者ら約三十名が出席。平野順二山本地方部長、鎌田享県警交通部主席参事官からそれぞれ盾と表彰状が石岡町長に手渡されました。

席上鎌田参事官からは「町ぐるみの取り組みが今回の死亡事故ゼロの記録に結びついています。過去の死亡事故ゼロの最長記録は峰浜村の四千一日ですが、上回るよう今後も努力してください」と、祝辞が述べられ、それを受けて石岡町長が「六年と約十ヶ月の間の地道な活動は、まさに町民一丸となった交通安全運動の結果の表れであると深く感慨しているところであり、今後とも関係各位とともに記録更新のさらなる努力をしてまいりたい」と謝辞を述べました。



「賛辞」を受けとる石岡町長

一月二十五日現在、県内で死亡事故ゼロの市町村ランキングはトップが藤里町、次いで東成瀬村(千九百八十一日)八森町(千九百二十二日)となっており過去の最長記録は峰浜村の四千一日です。

今年も始まりました「和友教室」



「針供養の日」感謝をこめて

町中央公民館が開設している和友教室が、一月十四日(木)開校式をむかえました。

これは、大正時代に地元の小学校教師が花嫁修行にと、読み書きや和裁を指導したのが始まりとされているもので、今年三月十五日までの二カ月間、総合開発センター二階第三研修室を会場としておこなわれ、教養、健康、趣味講座らを受講し作品の完成を目指します。

この日は、二月八日(月)の針供養ということで、受講生十九人中十三人が出席し、使い古した針の労をねぎらいながら豆腐やこんにやくに刺すとともに裁縫や編み物などの技術向上を祈りました。

献血にご協力ありがとうございました

一月二十二日(金) 役場前において今年度最後となる献血がおこなわれました。成分献血は、成分献血装置を用いて血液中の血漿(けっしょう)や血小板だけを献血していただく方法で赤血球などはそのままお返ししますので、全血献血と比べて時間はかかりますが、高い輸血効果が期待でき、患者さんにとっても画期的な方法です。今回は十八人の方々に協力していただくことができました。大変ありがとうございました。

●献血にご協力いただいた方々は次のとおりです。
・浅利 久雄さん(荒町)・藤田真理子さん(清水岱)
・佐々木富泰さん(巻端家)・佐々木純子さん(川原町)

藤里ジュニアスキー大会開催

二月十一日(木) 風もなく穏やかなこの日、町営板清水スキー場において、第十一回藤里ジュニアスキー大会が開催されました。



急斜面を力強く滑る選手たち

選手がスタート台に立つと、父兄や先生らは、体が冷えないよう上着を準備し、リラックスさせるために声をかけたりしながら必死に応援していました。大会には全県から総勢三百七十七名がエントリーし、斜面に作られたコースに、百分の一秒を競い合いながら果敢にチャレンジしていました。

◇町内出場選手の結果は次のとおりです。
(六位入賞まで・敬称略)



男女とも好成績をおさめました(六年男子を制した佐々木選手・上中央)



三位入賞の佐藤選手・下右(ラップでも)

スキー教室でうでだめし

今年も町営板清水スキー場において、町教育委員会主催のスキー教室がおこなわれ、申し込んだ四十八名と、当日参加の方々が、久々に大雪となったゲレンデで滑り方の指導を受けました。

この教室は、一月三十一日から毎週土日を利用した計四日間を、藤里町スキークラブから指導員や準指導員をむかえておこなうもので、午前十時頃から始まった教室は午前中に技術指導午後からはバジテスと進み、参加者は一つでも上の級を取ろうと、検定員を前に真剣な表情で試験にのぞんでいました。



指導員の話聞きながら

駐在さんから一言

冬道の運転は慎重に

冬場の路面は、気温、日射量、交通量などの変化に敏感に反応し、刻々と変化します。

スタッドレスタイヤやABS等を装着した車でも、万全ではありません。また4WD車は、滑りやすい路面での発進、加速及び登坂性能が優れています。車のブレーキ性能とコーナリング時の性能は2WD車と変わりません。

冬道では「急」のつく運転を避け、夏場よりもスピードを控えめにし、車間距離は多めにとり、路面状態に応じた安全運転をしましょう。

すべりやすい凍結路面場での制動距離(ブレーキ距離)は、圧雪路面の3倍以上、乾いた路面の「8倍」もの制動距離が必要です。

□やっではないけない「4つの急」
・急発進・急加速・急ブレーキ・急ハンドル
□すべらないコツ

◇ブレーキポイント
停止線付近は、多くの車がブレーキをかけるため滑りやすい路面になっています。ブレーキはタイヤをロックさせないだけでなく、路面の滑りやすいところを避けるためにも、早めに余裕を持ってブレーキを踏むことが重要です。

◇ソフトブレーキ
滑りやすい凍結路面でのソフトブレーキの踏み込み方は軽く、足の裏で力を調節します。乾燥路上でのブレーキの踏み方では、タイヤがロックし、スリップする原因となります。

みんなのわだい



こわいオニ こっちにこないで

保育園・幼稚園児 みんな元気に豆まき!

二月三日(水)「節分の日」坊中保育園、米田・大沢合同、藤里幼稚園の各施設で豆まきがおこなわれ、オニに扮した父兄や関係者などが「悪い事をしてお父さんお母さんや、先生に迷惑をかけている子はいないか」などの声を張り上げながら部屋を歩き回りました。

園児たちは怖そうなおニの姿に室内を逃げ回ったり、先生の後ろに隠れたりしてついには泣いてしまうほどの迫力に驚きながら、それでも必死に手に持った豆をおニにぶつけていました。

”国保の窓口から” 被保険者証更新について

平成11年4月1日から有効の新しい被保険者証が、国保に加入されている皆さんに配布されることになります。

被保険者証は、保険医療機関で受診の際に国保の被保険者であることを確認できる唯一の証明書であります。

そこで、受診される方または患者さんは次のことを必ず守ってください。

1. 現在入院中あるいは通院中の患者さんは必ず平成11年4月1日から有効の新しい被保険者証を保険医療機関の窓口へ提示してください。
2. 4月1日以降、新しく国保に加入したときも入院・通院をとわず患者さんは必ず被保険者証を保険医療機関の窓口へ提示してください。
また、国保を脱退したときは、速やかに市町村への届出と保険医療機関へ申し出てください。
3. 長い期間通院している患者さんは、月のはじめに必ず被保険者証を保険医療機関の窓口へ提示してください。

『臓器提供』意志表示の新たな方法です

臓器提供に関する生前の意思を簡便に表示できるよう配布している「臓器提供意思表示カード」に加え、このほど医療保険の被保険者証や運転免許証に張りつけて意思を表示することができる「臓器提供意思表示シール」の配布を始めました。

臓器を提供するしないにかかわらず、カードを持ったりシールを張りつけたりすることで、皆さんの臓器提供に関する意思表示をお願いいたします。

平成9年10月から、「臓器の移植に関する法律」が施行されています。脳死判定や臓器提供を行うためには、提供者ご本人が生前に書面中表示していることが必要です。臓器提供意思表示カードやシールは、こうした意思表示を簡便かつ確実に行うことができるものです。

臓器提供意思表示シールは、「脳死判定に従い脳死後に臓器を提供」「心臓が停止した死後に臓器を提供」「臓器を提供しない」の3種類でワンセットになっています。

自分の意思にあったシールに必要な事項を記入し、被保険者証については備考欄など、運転免許証については裏面の備考欄の下欄に張りつけることができます。

被保険者証用のシールは、ご希望に応じて検認や更新などの機会に各保険者を通じて配布されます。また、運転免許証用のシールは、運転免許試験場や運転免許証の更新手続きを行う警察署に置いてあります。

国税だより

◎土地や建物を売ったとき
土地や建物を売ったときの利益には、譲渡所得として税金がかかります。

ただし、マイホーム（敷地含む）を売ったときや買換え（交換）をしたときなどは、一定の条件を満たせば、軽減率の適用などの特例が受けられます。

譲渡所得については、種々の特例が設けられていますが、特例の適用を受けるには様々な要

件がありますので、注意が必要です。

詳しくは、お気軽に最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。



藤里共同福祉施設「サンワーク藤里」

ご利用について

湯の沢の健康保養館「ゆとりあ藤里」の南側に隣接しているこの施設は、勤労者に安らぎの場を提供するため、雇用促進事業団と藤里町が総工費約二億二千万円で建設し、平成五年七月にオープンしました。

「サンワーク藤里」には、教養文化室、研修室、多目的ホールがあり、打合せや小会議、各種研修会や大人数の会議などにご利用できます。また、「ゆとりあ藤里」ご利用の方々の休憩などでもできますので、お気軽にご利用ください。

藤里町勤労者福祉施設運営協議会

施設概要

- ・鉄筋コンクリート二階建て
- ・建築面積 三三一・五㎡
- ・延床面積 六三〇・五㎡
- （約百九十一坪）
- ・総事業費 二億二百八十万七千円
- （うち雇用促進事業団が一億五千万円）
- ◇開館時間 午前九時から午後九時まで
- ◇休館日 年中無休
- ◇使用申込 ゆとりあ藤里（79・1070 へお申し込みください）。

「サンワーク藤里」使用料金表

区 分		使 用 料		備 考
		基本料金	追加料金	
(1)教養文化室	被保険者	1,540円	150円	※使用時間は4時間以内です。 ※追加料金は1時間当たり。 (端数のある場合は1時間とする) ※個人的に使用する場合は町長が別途に定めます
	そ の 他	1,690円	160円	
(2)研 修 室	被保険者	1,030円	100円	
	そ の 他	1,130円	110円	
(3)多目的ホール	被保険者	2,060円	200円	
	そ の 他	2,260円	220円	

※「被保険者」とは、雇用保険の被保険者及び過去において被保険者であった者。

『国民年金』繰り上げ請求は慎重に!!

老齢年金の支給開始年齢は 65 歳ですが、60 歳以上 65 歳未満の人は、希望すれば繰り上げて受給することができます。

ただし、繰り上げて受給すると年金が減額され、支給率は生涯変わりません。

繰り上げ請求したときの年金額

年 齡	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
支給額	58%	65%	72%	80%	89%	100%
年金額	463,700円	519,700円	575,700円	639,600円	711,600円	799,500円

繰り上げ請求すると次の制限がありますので、ご注意ください。

- ① 65歳まで受けられる特別支給の老齢厚生年金は支給停止になります。
- ② 遺族厚生年金とは65歳まで選択になります。
- ③ 障害基礎年金は受けられません。
- ④ 寡婦年金は受けられません。





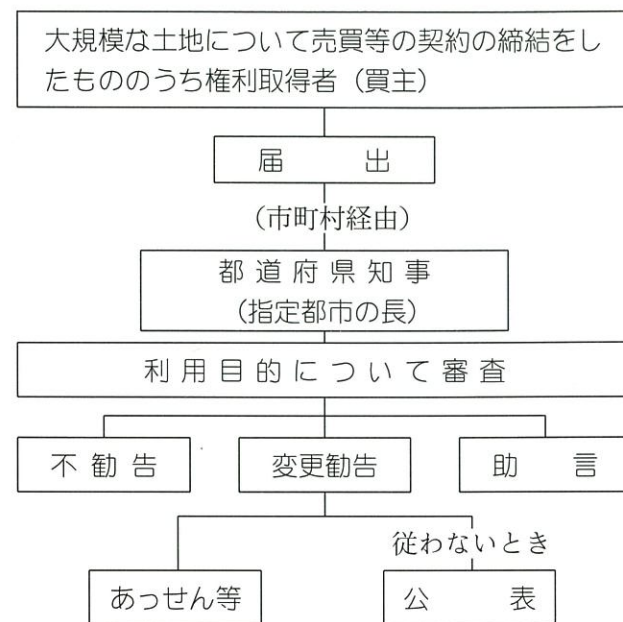
1月届出分 (敬称略)

国土利用計画法

大規模な土地取引には
事後届出が必要です。

◇改正法の概要
大規模な土地を取得した者は、契約締結後2週間以内に都道府県知事に届け出なければならないものとする。

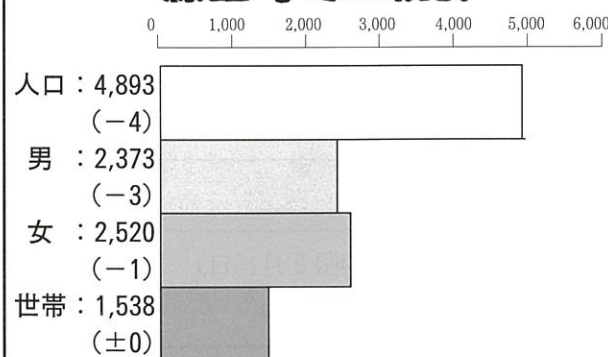
届出フロー



※ 届出の対象面積 都市計画区域外・・・10,000㎡
(変更なし)

【お問い合わせ先】 藤里町役場 企画振興課
☎ 79-2111 (内線164)

藤里町ミニ統計



☆ 1月31日現在・()内は前月比

出生: 3人・死亡: 3人・転入: 4人・転出: 7人

交通死亡事故ゼロ

2,543日

無火災

6日

(平成11年2月20日現在)

ラジオをより良く聴くために

ニッ井ラジオ放送所から新周波数放送開始

藤里町の一部地域などを対象にNHKラジオ第1放送の受信状況を改善するために、新たにニッ井ラジオ放送所から放送を開始します。

新しい放送周波数は **1026 kHz** です。

- ニッ井ラジオ放送所はニッ井町麻生に建設されました。
- ラジオのダイヤルを1026kHzに合わせてください。
- 放送は3月中旬頃から始まる予定です。

ラジオの受信に関するお問い合わせは

NHK受信相談係
☎ 018 (824) 8120
(月～金 9:30～18:00)

お知らせ

奨学生の募集について

藤里町の奨学会では、平成十一年度の奨学金借入希望者を次のように募集しています。

1. 奨学金対象者及び願書提出先
① 高校及び専修学校などへの進学予定者は、藤里中学校に願書を提出すること。
- ② 大学(短大などを含む)進学者及び高校や大学在学中で新規の借入希望者は、教育委員会に願書を提出すること。

2. 願書提出期限
平成十一年三月二十三日(火)
3. 奨学金貸与額(無利子)
前項の①は、月額一三、〇〇〇円
4. 前項の②は、月額三五、〇〇〇円
5. 返還方法
当該学校卒業後10年以内(卒業年限1年の場合は5年以内)に、毎年4回以内の分割で返還する。
6. 貸与決定
奨学会評議員会の審査により選考決定。
7. その他
保護者を含む2名の連帯保証人が必要。

- 県国際交流員
○相談員
問題解決ボランティア
語学ボランティア
- 財団法人国際交流協会職員
○県国際交流課職員

「一日登記相談所」開設

登記に関する手続等についての相談にお応えします。

【日時】 平成11年3月1日
午前10時～午後3時

【場所】

能代市大町5-36
秋田県庁第一階会議室

☎ 54-4111

【担当者】 同支局登記官
※相談は無料です。

外国人テレホン相談窓口

外国人にも住みやすいまちづくりの一環として、日頃感じている不便などを気軽に相談できる窓口を開設しています。

【受付日時】 毎週木曜日
(午後6時～8時)

【対応言語】
英語・中国語・日本語

【受付方法】 原則として電話
☎ 018-864-1183

【応対者】

○県国際交流員

○相談員

問題解決ボランティア
語学ボランティア

○財団法人国際交流協会職員
○県国際交流課職員

【応対内容】

日常生活に関する困り事等

【お問い合わせ先】
秋田県国際交流協会

☎ 018-864-1181

秋田県企画調整部国際交流課
☎ 018-860-1218

調停相談会(無料)

金銭、交通事故、夫婦関係、相続、その他について、能代調停協会調停委員が相談を受けます。

【日時】 3月19日(金)
午前10時～午後3時まで

【場所】 能代簡易裁判所
能代市上町1番15号(市役所隣)

【お問い合わせ先】
能代調停協会(幹事 生田)

☎ 52-3278

能代エナジウムパーク

「春の洋らんフェア」

・あたたかも蝶の姿を連想させる「オンシジウム」(七種)をメインに、カトレア・コチョウランなど約五百二十鉢を観葉植物とあわせて、フラワースタンドを用い立体的にディスプレイ

雰囲気盛り上げます。

・秋田洋蘭会・地元洋蘭友の会のコーナーを設けてご紹介します。

・期間中は、らんの植え替え実演・相談会を実施します。また洋らんを主とした販売コーナーも併設します。

・講習会参加のお客様には、らん(オンシジウム)のミニ鉢が当たる抽選会を実施します。

【日時】
3月20日(土)～28日(日)
*22日(月)は、臨時開館します。

午前9時30分～午後4時30分

【会場】

能代エナジウムパーク

「カルチャーホール」

【入場料】 無料

【お問い合わせ先】
能代市大森山1-6
能代エナジウムパーク

☎ 52-2955

ご存じですか 冬期特有災害!

- ・凍結による一酸化炭素中毒
- ・凍結による車両等のスリップ
- ・積雪や吹雪のため視界不良中の作業
- ・積雪、凍結による転倒、墜落
- ・作業場の倒壊

- 秋田労働基準局
- 労働基準監督署

平成11年度 県民オルガン奏者養成講座

【会場】

アトリオン音楽ホール・練習室

【資格】

□初級コース(定員約10名)
県内在住の中学生以上で、ピアノ演奏ができ、四月十八日のオーディションに合格した者。

□上級コース(定員若干名)
県民オルガン奏者養成講座の初級コースを修了した者および同等の能力を有する者で、四月十八日のオーディションに合格した者。

【内容等】
講師による個人レッスン、公開レッスン等を各コースとも二年間にわたって受講する。

【講師】 香取 智子
今井 奈緒子

【受講料】
五〇、〇〇〇円(一年間)

【申込方法】

所定の申込用紙に必要事項を記入の上、3月19日(金)までお申し込み下さい。

【申込・お問い合わせ先】
〒010-0001
秋田市中通2丁目3番8号
秋田県総合生活文化会館

オルガン奏者養成講座係

☎ 018-836-7803
fax 018-836-7808

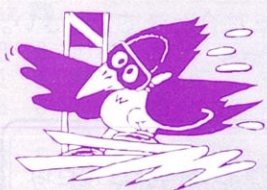
MARCH

3月の行事予定

弥 生

※行事は変更になることがあります。詳しくは、関係機関へお問い合わせ下さい。

1	月	友引	1歳6ヶ月児健診（12：10 総合開発センター） 3歳児健診（12：00 総合開発センター） 固定資産税課税台帳縦覧 （～3月23日、総務課税務担当）	16	火	大安	中学校期末PTA アンパンマン教室（9：30 総合開発センター） デイサービス（湯の沢）
2	火	先負	デイサービス（湯の沢）	17	水	赤口	幼稚園卒園式（10：00～） デイサービス（湯の沢）
3	水	仏滅	麻しん予防接種（13：30 総合開発センター） デイサービス（湯の沢）	18	木	友引	藤里小学校卒業式（10：00～） デイサービス（湯の沢）
4	木	大安	藤里小学校学年末PTA デイサービス（湯の沢）	19	金	先負	坊中・米田小学校卒業式・修了式（10：00） デイサービス（湯の沢）
5	金	赤口	ドレミファ教室（10：00 総合開発センター） 乳児健診（12：45 総合開発センター） デイサービス（湯の沢）	20	土	仏滅	藤里小学校・中学校修了式
6	土	先勝	平成10年度町スポーツ、文化栄誉賞授与式 （15：00 総合開発センター）	21	日	大安	
7	日	友引	第25回町民スキー大会（9：00）	22	月	赤口	春分の日 各小学校・中学校春季休業（4月3日まで）
8	月	先負		23	火	先勝	
9	火	仏滅	デイサービス（湯の沢）	24	水	友引	大沢保育園卒園式・幼稚園修了式（10：00～） デイサービス（湯の沢）
10	水	大安	坊中小学校学年末PTA デイサービス（湯の沢）	25	木	先負	米田保育園卒園式（11：00） デイサービス（湯の沢）
11	木	赤口	米田小学校学年末PTA 心配ごと相談日（9：00 偕楽荘） デイサービス（湯の沢）	26	金	仏滅	デイサービス（湯の沢）
12	金	先勝	藤里中学校卒業式 デイサービス（湯の沢）	27	土	大安	独り暮らし老人交流会（偕楽荘）
13	土	友引	幼稚園、小・中学校休業日	28	日	赤口	
14	日	先負	第18回卓球技術講習会	29	月	先勝	
15	月	仏滅	和友教室閉校式（11：00 総合開発センター）	30	火	友引	
				31	水	先負	
							所得税確定申告（納期限3月15日） 町県民税申告相談受付中



スキー場のキャラクター
クマゲラの
クッキーです。

秋田県議会議員一般選挙

★ 4月2日(金) 告 示

★ 4月11日(日) 投開票日

○ 不在者投票の手続きについては来月号に掲載します。

藤里町選挙管理委員会